

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 3
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	阪急阪神百貨店共栄会 理事長 今村峰夫
【住所又は本店所在地】	京都市左京区岩倉幡枝町6 6 8 番地の1 0
【報告義務発生日】	平成23年 1 月27日
【提出日】	平成23年 1 月27日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	重要な契約の締結

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
証券コード	8242
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(市場第一部)、大阪証券取引所(市場第一部)

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	阪急阪神百貨店共栄会 理事長 今村峰夫
住所又は本店所在地	京都市左京区岩倉幡枝町668番地の10
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和33年4月26日
職業	弁護士
勤務先名称	久保井総合法律事務所
勤務先住所	大阪市北区中之島2丁目2番2号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪市北区芝田2丁目8番11号 阪急阪神百貨店共栄会事務長 田中俊郎
電話番号	06 6376 5211

(2) 【保有目的】

提出者は、発行会社の社員の福利厚生を目的とする団体である。阪急阪神百貨店共栄会の理事長であり、会員相互の共済及び福利厚生事業の財源確保として、安定かつ高率配当収益を得るために保有するものです。

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	32,860,596		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 32,860,596	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T	32,860,596	
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成22年1月27日現在)	V	206,740,777
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		15.89
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		15.89

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

本報告書は、阪急阪神百貨店共栄会の保有株式について、当会を代表する理事長として提出するものであります。当会は平成23年1月27日付でエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で当会が保有する同社株式を平成23年6月30日を譲渡日（名義書換日）として同社へ全て無償で譲り渡すことについて合意しました。なお、上記の内容については平成23年3月23日開催予定の当会会員総会において本件無償譲渡について承認可決することを条件とします。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地